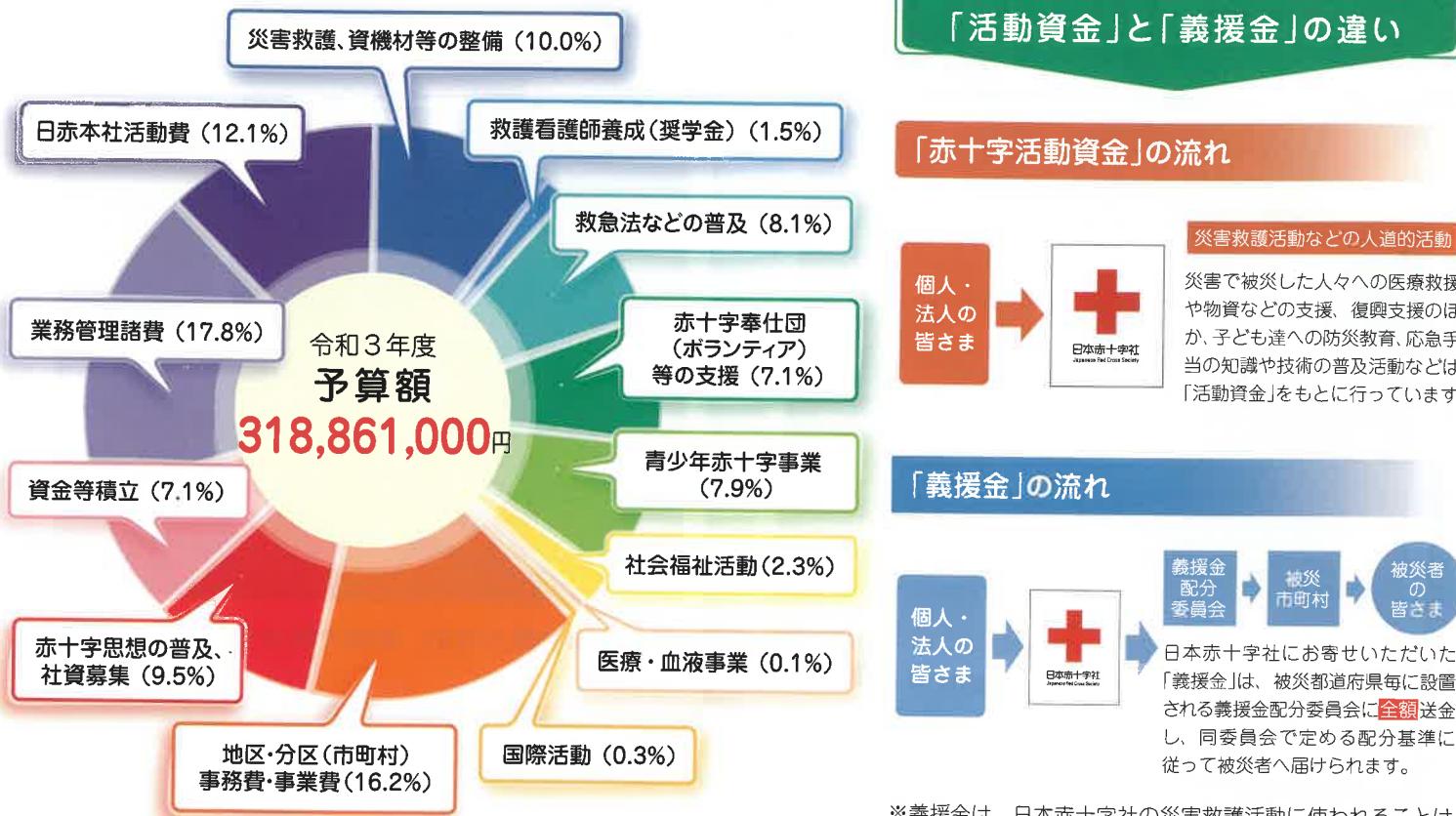


皆さまから寄せられた活動資金は、様々な事業に活用されます。



日本赤十字社では、皆さまからのご協力に感謝して表彰制度を用意しています。



#### ●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17の3 (募集中額上限に達した時点を除く)	通年	総務大臣が毎年指定告示する日本赤十字社に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支局に寄付の場合のみ適用)
	相続税の非課税	租税特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示 (特定公益増進法人に対する寄付金)	4月~9月 (募集中額上限に達した時点を除く)	財務大臣が毎年指定告示する日本赤十字社に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。

# 日本赤十字社の使命

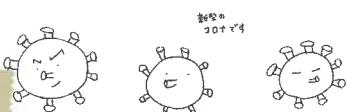
わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。



赤十字の活動は、皆さまのご寄付によって支えられています。  
かけがえのない命を守り続けていくために活動資金へのご協力をお願いいたします。



新型コロナウイルスの  
3つの顔を知ろう!  
~負のスパイラルを断ち切るために~



WEBで全編がご覧になります。



災害時の救護活動や新型コロナウイルス感染症への対応、防災・減災の普及啓発やボランティアの育成など、日本赤十字社は、これからも「人間のいのちと健康、尊厳を守る」活動を続けてまいります。

救うを託されている。

# 皆さまからお寄せいただいた活動資金は、 いのちと健康を守るための様々な活動に役立てられています。



## 【支部長挨拶】



日本赤十字社福島県支部  
支部長 内堀 雅雄

県民の皆さんには、日頃から日本赤十字社に対し、御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

東日本大震災から10年を迎ましたが、福島県支部は国内外からの温かい御支援により、発災直後から医療救護、避難所等におけるこころのケア、ボランティアによる被災者支援活動、仮設住宅等での健康教室の開催、被災した学校への支援など、多岐にわたる復興支援活動を継続して実施してまいりました。

昨年から感染拡大している新型コロナウイルス感染症に対しては、日本赤十字社は全社を挙げて対応しており、横浜港のクルーズ船への医療救護班の派遣、赤十字病院での感染者の受け入れ、差別や偏見の防止啓発などに取り組んでおります。

さらに、激甚化する大規模自然災害への救護活動や防災・減災セミナーの開催、急速な高齢化を踏まえた健康生活支援講習などの事業を進めてまいります。

このような赤十字の事業・活動は、県民の皆さんからお寄せいただいた善意の活動資金により行っております。

今後も「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命を果たすため、県民の皆さんからの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年4月

## 災害救護



災害時には医療救護班を派遣します。日頃から訓練や研修、資機材の整備を行っています。

## 赤十字教急法等の普及



けがや急病などの応急手当、高齢者の支援や自立に役立つ介護技術などを普及しています。

## 血液事業



尊い命を救うため、街頭で献血を呼びかけています。

## 青少年赤十字



子どもたちにいのちの大切さを気づかせ、自分で「気づき、考え、実行する」主体性を育む活動を行っています。

## 赤十字ボランティア



赤十字奉仕団は、赤十字思想の普及や福祉活動等、地域に根差した活動を行っています。

## 国際活動



紛争や自然災害、病気などに苦しむ人びとを救うために、世界の赤十字社と連携して救援活動を行っています。  
©Atsushi Shibuya/JRCS

## あなたの思いを赤十字に

近年、ご遺族からご自身や故人の意思で社会のために役立ててほしいといったお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊いご遺志に応えるために遺言によるご寄付（遺贈）、相続財産のご寄付を賜っております。

## 赤十字の活動資金に ご協力をお願いします。

目安として年額500円以上のご協力を  
お願いしています。  
また、赤十字の活動資金に、年額2,000円以上を継続してご協力いただいた方にはその累計額により表彰させていただきます。

(※税制上の優遇措置あり)

### ●地域の自治会や町内会としてご協力いただく方法



### ●最寄りの市町村／社会福祉協議会の赤十字の窓口へ申し込みいただく方法



### ●日赤の振込用紙でご協力いただく方法



### ●自動口座引き落とし・クレジットカードでご協力いただく方法



### ●その他のご協力方法

- ・遺言や遺産相続での寄付
- ・赤十字支援型自動販売機の設置



ハートラちゃん



日本赤十字社の創立記念日が5月1日であることなどから、5月を「赤十字運動月間」としています。5月を中心に地域の実情に応じて活動資金へのご協力をお願いいたします。